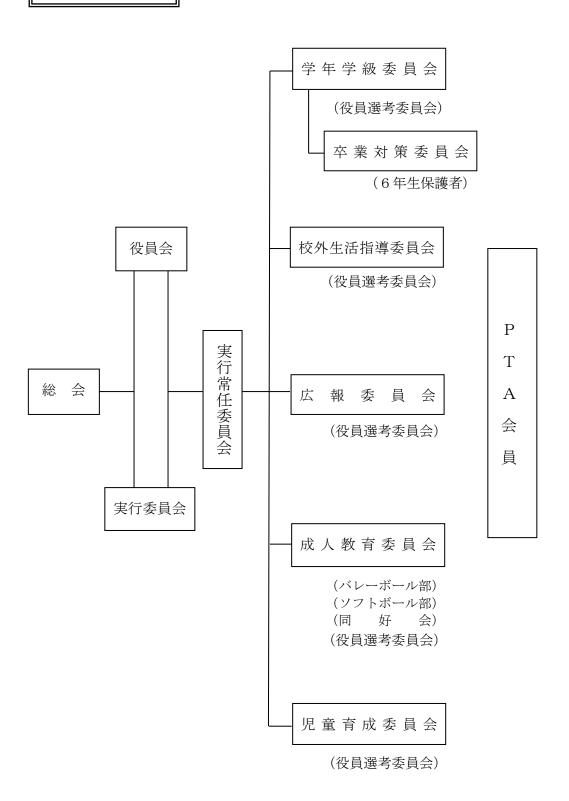
江東区立浅間竪川小学校

PTA会則

《平成31年度改訂版》

PTA組織図



江東区立浅間竪川小学校PTA会則

第1章 総則

- 第 1 条 本会は江東区立浅間竪川小学校 P T A と称し、その事務所を江東区亀戸九丁目 2 2 4 江東区立浅間竪川小学校内に置く。
- 第2条 本会は児童の保護者、教職員で組織する。
- 第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体であり中正にして適切な活動をはかることを運営 の基本方針とする。
- 第 4 条 本会は保護者と学校が協力して家庭・学校・地域社会における児童の幸福な成長をはかるとともに、あわせて会員相互の親睦をはかり、児童の教育に必要な教養を高めることを目的とする。

第2章 事業

- 第5条 本会の目的を達成するために次の委員会をおき、下記の事業を行う。
 - 1. 学年学級委員会 家庭と学校の連絡を緊密にし、児童の健全育成のために協力する。 各学級PTA活動の連絡調整および学年PTA活動について企画運営にあたる。
 - 2. 校外生活指導委員会

児童の校外における生活指導並びに交通安全の確保に努め、教育的環境の向上をはかる。

- 3. 広報委員会 会員意識の昴揚ならびに本会の趣旨および活動の周知と理解を深めるための広報活動にあたる。
- 4. 成人教育委員会 会員相互の教養の向上と親睦をはかり、成人教育の企画推進に努める。
- 5. 児童育成委員会 児童が身近で安全に活動できる学校施設の管理と運営を努める。 学校施設等を利用して、児童の健全育成のためになる活動の企画と運営を行う。

第3章 会計

- 第6条 本会の経費は会費・寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。
- 第7条 会費はPTA会費として月額400円(11ヶ月)を納める。保護者は児童数を単位とする。
- 第8条 本会の会計年度終了から翌年度定期総会までを整理期間とし、収支の整理をする事ができる。

第4章 役員・会計監査・委員・および顧問・相談役

第9条 本会に次の役員をおく。

1. 会 長 1名(保護者)

2. 相 談 役 2 名 (学校長·前 PTA 会長)

3. 副 会 長 若干名 (保護者若干名・副校長)

4. 書 記 若干名(保護者若干名·教員1名)

5. 会 計 若干名(保護者若干名·教員1名)

- 第10条 本会に会計監査若干名をおく。(保護者・教職員)
- 第11条 本会は事業の推進をはかるため、次の委員をおく。
 - 1. 実行委員
 - 2. 常任委員
- 第12条 役員・会計監査・委員の選出は次の方法による。
 - 1. 役員・会計監査は総会の承認を得て選出する。 選出方法については細則で定める。
 - 2. 各種委員会員は各学級より選出する。
 - 3. 各種委員会の正副委員長は所属委員会から選出する。
 - 4. 実行委員は役員、会計監査、各種正副委員長とする。
 - 5. 常任委員は各種委員会委員及び全教職員とする。
- 第13条 役員及び会計監査の任期は1年とする。但し、再選を妨げない。
- 第14条 任務の途中で欠員を生じた場合は細則・役員選出規定により補充する。 その任期は前任者の残任期間とする。
- 第15条 役員及び会計監査は下記の職務を行う。
 - 1. 会長は本会を代表し、会務を統括し、総会・役員会・実行委員会・実行常任委員会を招集する。
 - 2. 名誉会長は会務の円滑な遂行のため、会議に出席し意見を述べる事ができる。
 - 3. 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
 - 4. 書記は本会の記録を取り扱い、総会・役員会・実行委員会・実行常任委員会の議事を記録保存する。
 - 5. 会計は会計事務を行う。
 - 6. 会計監査は会計の監査をし、総会においてこれを報告する。
- 第16条 本会は、歴代会長を顧問としておく事ができる。

第5章 各種委員会

第17条 本会に第5条で定められた各種委員会をおく。正副委員長及び書記、会計は保護者より選出する。

1. 学年学級委員会 (各学級1名)

2. 校外生活指導委員会 (各学級1名)

3. 広報委員会 (各学級 1 名)

4. 成人教育委員会 (各学級1名)

5. 児童育成委員会 (各学級1名)

6. 卒業対策委員会 (第6学年各学級数名)

第18条 各学級から選出される委員の数は学年により単学級となる場合、状況により増える事もある。

第6章 会議

第19条 本会に下記の会議をおく。

- 1. 定期総会
 - (1)年度始めに開き会務の報告・決算報告・予算・事業計画など重要事項を審議し 承認する。
 - (2)役員及び会計監査の選出報告及び承認、会則の改正その他の事項を審議し決定する。
- 2. 臨時総会

実行委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の2以上の要求があった場合、 随時開かれる。

- 3. 役員会
 - (1)本会の役員を以って構成する。
 - (2)会務執行の運営機関となり、会長がこれを招集する。
- 4. 実行委員会
 - (1) 役員及び会計監査、各委員会の正副委員長を以って構成する。
 - (2)会長が招集する。
 - (3)総会によって委任された事務を処理する。
 - (4) その他の会務の遂行に必要な事項を立案する。
- 5. 実行常任委員会
 - (1) 実行委員及び、各委員会の委員を以って構成する。
 - (2)会長が招集する。
 - (3)年度予算案を作り、健全な財政の運営をはかる。
 - (4)各委員会で立案された事業計画を審議検討する。
 - (5)特別委員会の設置について審議検討する。
 - (6)本会則に反しない限りにおいて、細則の制定または改廃する事ができる。
- 6. 各種委員会

必要に応じて随時開く。

7. 特別委員会

本会の運営上必要のある場合は実行常任委員会の承認を得て発足し、任務終了を以って解散する。

- 8. 選考委員会
 - (1)役員及び会計監査の候補者を選考する。
 - (2) 構成以下細則で定める。

第20条 すべての会議はその会の構成員の過半数の出席(委任状含む)を以って 成立する。

第21条 すべての会議における審議事項は出席者の過半数の賛成によって決定する。

江東区立浅間竪川小学校PTA細則

第1章 役員選出規定

- 第1条 この細則は会則第12条に基づいて定める。
- 第2条 役員及び会計監査候補者は選考委員会において本人の承諾を得て選出し実行常任委員 会にはかり、審議検討する。
- 第3条 選考委員会は選考結果を定期総会に報告しその承認を得る。
- 第4条 選考委員会は次により構成される。
 - 1. 各委員より若干名を互選により選出する。
 - 2. 役員より若干名を互選により選出する。
 - 3. 教職員より3名を互選により選出する。
- 第5条 選考委員会に会務の円滑な運営をはかるために互選により次の役員をおく。
 - 1. 委員長 1 名 (保護者)
 - 2. 副委員長 2 名 (保護者·教職員)
 - 3. 書記 1 名 (保護者)
- 第6条 委員が会長または副会長に選出された場合は、委員の資格を失い委員の選出母体より補 充する事ができる。
- 第7条 会長は選考委員会の要請により出席して意見を述べる事ができる。
- 第8条 役員及び会計監査の候補者選出は原則として学年末までに終える。
- 第9条 役員及び会計監査に欠員が生じた場合は実行常任委員会において選出補充することができる。

第2章 PTA部活動同好会規定

- 第10条 名称は浅間竪川小学校PTA部(同好会)と称する。
- 第 11 条 部活動及び同好会の目的は、会員相互の親睦を図り、各々の能力及び知識の向上を目 指すこととする。
- 第12条 部活動は、下記の条件により成立する。
 - 1. 現役PTA会員のみで構成されていること。
 - 2. 現役 P T A 会員のみで大会に参加出来る人数であること。 定期的な活動をしていること。
 - 3. PTA連合会主催大会があり、またそれに毎回参加していること。
 - 4. 同好会は、現役 P T A 会員が加入しているうえで、部活動としての条件以外は同好会とする。

ただし、部活動の条件を満たした場合は、定期総会にてPTA会員過半数以上の賛成によって部としての活動を認める。

- 第 13 条 部員(会員)名簿は毎年更新し、成人教育委員会が作成したものを各部・各同好会及び PTA本部で保管する。
- 第 14 条 部員(会員)募集は、毎年 5 月頃、PTA会長・成人教育委員会委員長名で部員(会員) 募集の手紙をPTA会員向けに発行する。
- 第15条 活動を行うため、PTA活動費より補助金の交付を受けることができる。 定期総会にて活動補助金の交付と交付金額承認後、所定の用紙にて申請し補助金を交付する。PTA連合会主催大会に参加の場合は、大会参加費を別途請求できる。対象は現PTA会員の部員(会員)とし、部は全額、同好会は一部補助金を支給する。

- 第 16 条 補助金は設立年度の交付はされず、次年度からの交付となり、年度途中で解散した場合は全額返金とする。
- 第17条 部の新設は、定期総会にてPTA会員過半数以上の賛成により成立とする。

第3章 補則

- 第18条 本会は慶弔規定を設け内規に定める。
- 第19条 本細則は平成26年5月2日より施行する。

*PTA会費について

児 童…転入した翌月より徴収 転出した月分は払い戻さない

教職員…産休中は徴収しない 代替の方は本校在職中徴収する

浅間竪川小学校PTA慶弔に関する内規

- 1. 浅間竪川小学校PTA会員(保護者・教職員)、児童に関する慶弔は次の内規による。
 - (1)教職員の転出入の場合、勤続年数に関わらず記念品を贈呈する。

(2)慶弔

		2. 教職員の出産	5,000 円
弔	慰	1. 教職員の死亡 2. 教職員の配偶者および同居の親・子の死亡 3. 児童ならびに保護者の死亡 4. 顧問、相談役、元校長(元教職員含む)の死亡	10,000円 5,000円 10,000円 役員会で協議
見	舞	1. 教職員、児童の5日間以上にわたる入院の場合 2. 教職員、保護者、児童が不時の災害を受けた場合	5,000円 はその都度役員会で協議する。

10,000円

- 表 敬 1. 役員および委員に対しては任期終了時に記念品を贈る。
 - 2. 特に功労のあった者に対しては役員会において協議する。
- 2. 1以外の慶弔は、役員会で協議する。

祝い金 1. 教職員の結婚

江東区立浅間竪川小学校 P T A 個人情報取扱規約

(目的)

第1条 江東区立浅間竪川小学校PTA (以下、「PTA」) 個人情報取扱規約は、PTAが保有する個人情報の適正な取り扱いと管理方法を定めることにより、PTA活動の円滑な運営を図るとともに、会員の権利と利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 PTAは個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA活動において取得した個人情報及び提供を受けた個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 PTAの個人情報規約は、総会資料、PTA広報等で会員に周知する。

(個人情報の取得)

- 第4条 個人情報とはPTA会員個人が特定される事項とする。
 - 2 PTAは、「江東区立浅間竪川小学校PTA会則」(以下、「会則」)に定めるPTA活動を行うために、個人情報の利用目的を明示した上で、会員から適正な手段により取得する。
 - 3 PTAは、会則に定めるPTA活動及び学校行事への協力のために、個人情報の利用目的を明示した上で、学校から適切な手段により取得する。

(個人情報の利用)

- 第5条 PTAは、個人情報の取得時に明示した目的の範囲内で個人情報を利用するものとする。
 - 2 PTAは、個人情報の取得時に明示した利用目的以外で個人情報を利用する場合には、 本人に同意を得るものとする。

(個人情報の管理)

- 第6条 PTAにおける個人情報管理者は、会長とする。
 - 2 PTAにおける個人情報の取扱者は、会長が指定する役員及び委員とする。
 - 3 個人情報の管理者及び取扱者は、PTA活動を行う上で知り得た情報を、みだりに他人 に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。
 - 4 取得した個人情報は、管理者または取扱者が施錠できる場所で管理する。電子機器及び 電子媒体に保管されている場合も同様とする。
 - 5 不要となった個人情報は、会長立会いのもとで、第三者の利用に供されることのないよ う、裁断等により速やかに破棄するものとする。

(個人情報の第三者提供の制限)

- 第7条 個人情報は、本人の同意を得ずに第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の促進に必要がある場合
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を 遂行することに対して協力する必要がある場合

(個人情報の開示、訂正、破棄)

第8条 個人情報の開示、訂正、破棄、利用停止を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して書面にて会長へ申し出るものとする。

(規約の変更)

第9条 この規約は、PTAの定期総会または臨時総会において、出席者の3分の2以上(委任 状含む)の同意を得て改正することができる。

(附則)

- 1.本会の会則変更は総会の決議による。
- 2. 実行常任委員会において細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告し承認を求める。
- 3. 本会則は平成12年5月20日より施行する。
- 4. 平成13年4月27日より一部改正施行する。
- 5. 平成17年4月22日より一部改正施行する。
- 6. 平成18年4月28日より一部改正施行する。
- 7. 平成19年4月1日より一部改正施行する。
- 8. 平成21年5月8日より一部改正施行する。
- 9. 平成26年5月2日より一部改正施行する。
- 10.平成28年5月6日より一部改正施行する。
- 11. 平成29年5月2日より一部改正施行する。
- 12. 平成30年5月8日より「江東区立浅間竪川小学校PTA個人情報取扱規約」を制定施行する。
- 13.令和元年5月10日より一部改正施行する。